

釈迦堂遺跡博物館学芸員実習募集要項

1. 目的

博物館活動の一環として学芸員資格習得を希望する学生に対して実習の機会を与え、博物館に関わる人材育成に資するとともに、博物館活動の普及を行うことを目的とする。

2. 受講資格

- 2-1 大学で博物館実習を除く博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を修得済みまたは実習実施年度で修得見込みの者
 - 2-2 山梨県出身者もしくは山梨県内の大学に在学する者
 - 2-3 歴史研究分野を専攻し、将来博物館等に従事しようとする希望をもつ者や、博物館を積極的に活用しようとする意欲を有する者
- 以上の条件を満たす者、もしくは特別に館長の許可を得た者を対象とする。

3. 定員

原則として3名まで

4. 期間

平成29年7月～9月の指定された日
(実習日数に7日以上で相談に応じます)

5. 実習内容

- 5-1 釈迦堂遺跡博物館の概要と役割などについての概説と施設見学
- 5-2 学芸員の行う展示、遺物梱包、写真撮影、体験学習などの各業務についての分野別の講義、実習や補助、レポート作成等

6. 申込み方法

実習生本人が以下の必要書類を準備のうえ、申込み受付期間内に郵送または直接来館し提出すること。

- 6-1 学芸員実習申込書(様式1)
- 6-2 履歴書(市販のもの、自筆)
- 6-3 成績証明書または単位修得見込み証明書(学芸員資格取得に必要な単位で、実習実施年度に履修を予定しているために単位取得見込み証明書が発行されない科目がある場合は、その科目を「学芸員実習申込書」の「実習にあたっての単位取

得状況」の項目に明記すること。

6-4 レポート（あなたが学芸員資格を取得する理由、800字程度）

6-5 受け入れ可否通知用の返信用封筒（返信先を明記、切手貼付）

7. 申込み期間

平成29年3月10日まで

8. 申込みの流れ

応募者が多数の場合、提出された書類によって選考を行う。

受け入れ内定者は、大学の実習担当事務局を通じて当館館長宛の依頼文を送付する。

正式な依頼文を受領後、大学に対し実習受け入れ決定を通知する。

9. その他

9-1 大学側は実習開始までに評価表を送付してください。

（返信用封筒、返信先を明記、切手貼付）

9-2 実習費用は必要ありません。

9-3 原則として実習中の欠席は認めません。

9-4 実習中に事故等が生じた場合、その責は本人および所属大学が負うものとする。

9-5 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがあります。